資源化センター施設整備事業における
PFI等導入可能性調査
（熱回収施設・リサイクル施設）
調査実施要領書

令和８年 11月

川越市

目次

１ 調査の目的 ····· 1

２ 調査スケジュール ····· 1

３ 本事業の内容 ····· 2

４ 対象事業者 ····· 2

（１） 熱回収施設 ····· 2

（２） リサイクル施設 ····· 2

５ 調査に関する資料について ····· 3

（１） 配布資料 ····· 3

（２） 提出図書 ····· 3

（３） 質問書 ····· 4

（４） 提出期限 ····· 4

（５） 提出先 ····· 5

（６） 提出方法 ····· 5

６ 調査に関する注意事項等 ····· 5

（１） 費用負担 ····· 5

（２） 著作権等 ····· 5

（３） 本市が提示した資料の使用制限 ····· 5

（４） 使用言語等 ····· 5

（５） 図書類の取扱い ····· 5

（６） 図書類の受付期間延期等 ····· 6

（７） 図書類の作成要領 ····· 6

７ 現地確認について ····· 6

（１） 受付期間 ····· 6

（２） 実施日・時間 ····· 6

（３） 場所 ····· 6

（４） 参加申込方法 ····· 7

（５） 現地確認実施要領 ····· 7

（６） 閲覧希望図書について ····· 7

８ 調査の辞退について ····· 7

９ 各種提出（申込み）及び連絡先 ····· 8

１　調査の目的

資源化センター施設整備事業における PFI 等導入可能性調査（以下、「本調査」という。）は、川越市（以下「本市」という。）が計画する「資源化センター施設整備事業（以下「本事業」という。）」の基本計画等を策定するための基礎調査として実施するものです。

２　調査スケジュール

本調査については、以下のとおり実施します。

No.	項目	日程
1	依頼書、調査実施要領書、調査票１、調査票２、質問書及び事業概要書の配布	令和８年 11 月 16 日(月)
2	現地確認受付期間	令和８年11月 16 日(月) ～ 11 月 30 日 (月)
3	調査票１及び参加資格要件の根拠資料の提出期限	令和８年11月 30 日(月)
4	現地確認実施期間	令和８年　11 月 23 日(月) ～ 12 月７日 (月)
5	調査に関する質問の提出期限	令和８年 12 月 11 日(金)
6	調査への質問に対する回答期限	令和８年 12 月 25 日(金)
7	調査票２及び市場調査に係る提案図書類の提出期限	令和９年　２月　５日(金)

※スケジュールは都合により変更になる可能性があります。

３　本事業の内容

詳細は事業概要書をご参照ください。なお、事業概要書は本調査を実施するために作成したものであり、本事業の実施を約束するものではありません。

４　対象事業者

調査の対象事業者は以下に示す各施設の参加資格要件を満たした者とします。

（１）熱回収施設

ア　建設業法第 27 条の 23 第１項に規定する経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が令和８年 11 月 16 日現在で 1,000 点以上であること。

イ　以下の条件を全て満たすこと。

a　川越市で設定した排出ガス基準値を守れること。

- ばいじん濃度（酸素 12%換算値）0.02 g/㎥N 以下
- 塩化水素濃度（酸素 12%換算値）16 mg/㎥N 以下（10ppm 以下）
- 硫黄酸化物濃度（酸素 12%換算値）10 ppm 以下
- 窒素酸化物濃度（酸素 12%換算値）50 ppm 以下
- ダイオキシン濃度（酸素 12%換算値）0.005 ng-TEQ/㎥N 以下
- 水銀濃度（酸素 12%換算値）50μg/㎥N 以下

b　平成 22 年度から令和７年度までの間に、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事を元請けとして契約し、完成後引渡しが完了した実績を有すること。なお、以下の実績は全て同一施設の実績として満足すること。

- 環境省の循環型社会形成推進交付金事業におけるごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の基幹的設備改良工事であること。
- 処理能力 200 t/日以上の施設の工事であること。
- 令和８年４月１日現在で改修後の稼働実績が２年以上あること。
- ボイラータービン式の発電設備を有する施設の工事であること。

c　実績等を確認することができることとして、必要なデータを提出できること。

（２）リサイクル施設

ア　建設業法第 27 条の 23 第１項に規定する経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が令和８年 11 月 16 日現在で 1,000 点以上であること。

イ　平成 30 年度から令和７年度までの間に、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事を元請けとして契約し、完成後引渡しが完了した実績を有すること。なお、以下の実績は全て同一施設の実績として

満足すること。

- 環境省の循環型社会形成推進交付金事業におけるリサイクルセンターの基幹的設備改良工事であること。
- 処理能力が 50 t/日以上の施設（廃棄物の選別等を行うことにより、資源化を進めるための施設）の工事であること。

５　調査に関する資料について

（１）配布資料

ア　調査実施要領書（本紙）
イ　事業概要書（熱回収施設）
ウ　調査票１（回答様式１_意向調査票）（熱回収施設）
エ　調査票２（回答様式２_概算見積書）（熱回収施設）
オ　事業概要書（リサイクル施設）
カ　調査票１（回答様式１_意向調査票）（リサイクル施設）
キ　調査票２（回答様式２_概算見積書）（リサイクル施設）
ク　調査票等に関する質問書
ケ　辞退届
コ　提出書類チェックリスト

（２）提出図書

各提出図書は熱回収施設及びリサイクル施設について、それぞれ提出してください。詳細は「提出書類チェックリスト」を参照すること。

ア　調査票１（回答様式１_意向調査票）　・・・１部
イ　参加資格要件の根拠資料（実績を証明する資料）
　a　参加資格要件が確認できる書類（任意様式）・・・１式
　　例：施設パンフレット、契約書（写）など
ウ　調査票２（回答様式２_概算見積書）　・・・３部
エ　工程表
　a　工事工程表　・・・３部
　　（1 炉運転期間、全炉停止期間も記載すること）
　b　工事期間中の各工程におけるステップ図　・・・３部
　　（各工程における工事車両動線や工事に活用する範囲等を示すこと）

オ　技術提案図書

a　工事内容が確認できる資料（任意様式）　・・・３部

カ　上記内容を含む電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）　・・・１式

キ　調査票等に関する質問書　・・・１部

ク　辞退届（本調査を辞退する場合）　・・・１部

（３）質問書

本市は、回答様式１において「参入意思がある」と回答した事業者（以下「参入意思がある事業者」という。）に限り、調査実施要領書（本紙）、事業概要書及び調査票（回答様式２）に関する質問（以下「調査票等に関する質問」という。）を受付けます。質問は、電子メールにより提出し、電話にて連絡ください。

質問に対する回答は、ホームページでは公表いたしません。なお、質問の内容によっては、本市の判断により回答しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、質問書の内容及び回答は原則として、参入意思がある事業者に公表しますので、事業者独自のノウハウ等に関する質問について個別回答を希望する場合は、該当する質問に「個別回答希望」と明記してください。ただし、公平性及び公正性の観点から、個別回答の可否については、本市が判断するものとします。

（４）提出期限

５　（２）に示す資料について、以下の期日までに提出すること。

なお、以下日付については 17 時必着とします。

・調査票１　：令和８年 11 月 30 日(月)

・参加資格要件の根拠資料　：令和８年 11 月 30 日(月)

・調査票等に関する質問書　：令和８年 12 月 11 日(金)

・調査票２　：令和９年　２月　５日(金)

・工程表　：令和９年　２月　５日(金)

・技術提案図書　：令和９年　２月　５日(金)

・電磁的記録媒体　：令和９年　２月　５日(金)

・辞退届（※１）　：令和９年　２月　５日(金)まで

※１　調査を辞退する場合、速やかに提出ください

（５）提出先

「９　各種提出（申込み）及び連絡先」を参照

（６）提出方法

上記の提出先に郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)又は持参による提出に併せて電子メールにて送付ください。

また、持参により提出する場合は、提出日前日までに電話にて連絡ください。

６　調査に関する注意事項等

（１）費用負担

調査票及び図書類の作成に当たり、事業者が実施する全ての行為に関しては、事業者自らの責任と費用負担により行っていただきます。

（２）著作権等

提出された図書類の著作権は、当該書類を提出した事業者に帰属するものとします。ただし、本市は、本調査の実施、結果の公表その他本調査に必要な範囲において、提出された図書類を無償で利用できるものとします。

（３）本市が提示した資料の使用制限

本市が提示した調査実施要領書（本紙)、事業概要書、調査票（回答様式１・２）及び調査票等に関する質問書は、今回の調査の目的にのみ使用することとし、他の目的のために使用することは一切禁止します。

（４）使用言語等

用いる言語は日本語とします。

また、図書類における通貨は円、単位は国際単位系とします。

本調査実施要領書に関して用いる日時は、日本標準時とします。

（５）図書類の取扱い

提出された図書類については、本市の承諾なく、引換え、書換え又は撤回をすることができないものとします。

また、理由のいかんにかかわらず、返却いたしません。なお、図書類は非公開とします。ただし、本調査において公表が必要と認めるときは、本市は、当該書類を提出した事業者と協議の上、図書類等の一部を公表資料等に利用することができるものとします。

（６）図書類の受付期間延期等

本市が必要と認めたときは、図書類の受付を延期、中止又は取り消すことがあります。

（７）図書類の作成要領

図書類の作成にあたっては、以下の内容を遵守してください。

・図書類は A４判縦、若しくは A３判を A４判に折り込んだサイズで作成すること。

・文字の大きさは原則として 12 pt で作成すること。図表を用いる場合には、図表中の文字は見やすい大きさとする。なお、文字フォントは任意とする。

・電磁記録媒体に記録するファイル形式は PDF 形式とする。ただし、調査票２については Excel 形式も併せて記録すること。

・提出図書は簡易製本若しくはファイル綴じとし、以下のとおり２分冊に分けて提出すること。

第１分冊　・・・５　（２）ア　～　イ

第２分冊　・・・５　（２）ウ　～　オ

７　現地確認について

参入意思がある事業者に限り、工事対象施設等に関する現地確認を、希望する事業者を対象として次のとおり実施します。

ただし、現地確認の対象は、当該事業者が参入意思を有する施設に限るものとし、１施設につき１回とします。

（１）受付期間

令和８年 11 月 16 日(月）～ 11 月 30 日（月）

（２）実施日・時間

令和８年 11 月 23 日(月）～ 12 月７日（月）の間の土日祝日を除く午前（9：00～12：00）又は午後（13：00～16：00）のいずれかとします。なお、現地確認のうち 90 分を限度として工場内の現場確認を可とします。

（３）場所

埼玉県川越市鯨井 782 番地３（資源化センター）

（４）参加申込方法

現地確認への参加希望者は、参加希望日の３開庁日前までに、次の事項を記載の上、提出書類を添付し、「９各種提出（申込み）及び連絡先」に記載する宛先まで電子メールにより申込み、電話によりご連絡ください。

なお、当日の現地確認の参加者が変更になる場合は事前にご連絡ください。

ア　現地確認への参加希望日時（第３候補まで記載すること）

イ　現地確認への参加者（５名以内とし、参加者の会社名・所属・役職等を明らかにすること）

ウ　希望する閲覧図書名

【提出書類】

- 調査票１
- 参加資格要件の根拠資料

（５）現地確認実施要領

現地確認は、以下のとおり実施します。

ア　当日は、現地確認の 15 分前までに環境部　環境施設課の受付窓口にお越しください。

イ　確認先は熱回収施設、リサイクル施設及び各付帯施設、構内道路としますが、施設運営の都合上、希望に沿えない場合があります。

ウ　現地確認に必要な保護具（ヘルメット、防塵マスク、手袋、安全靴）は事業者にてご用意ください。

エ　調査票１及び参加資格要件の根拠資料の紙媒体図書を持参し、当日受付時にご提出ください。

（６）閲覧希望図書について

現地確認の際、事業者が希望する図書（本市が所有するものに限る）がある場合、閲覧の機会を設けます（コピー不可）。参加申込みの際に希望する閲覧図書を明記ください。ただし、著作権に関わる資料については、希望しても開示できない可能性があります。

８　調査の辞退について

本調査への参加を辞退する場合は、辞退することとなった時点で速やかに辞退届を提出ください。

９　各種提出（申込み）及び連絡先

〒３５０－０８１５
埼玉県川越市鯨井 782 番地３（環境プラザ２階）
川越市 環境部　環境施設課
担当：施設整備第二担当　平沼　山田
電話：０４９－２３９－６９０１
E-mail：kankyoshisetsu★city.kawagoe.lg.jp
※送信の際は、★を＠に変換してお送りください。